

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会  
会員処分規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会（以下「本協会」という。）の会員に対する秩序の維持及び公正な運営を目的として、会員に対する処分の種類、手続き及び基準を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、全ての会員（役員及び職員を含む。以下同じ。）に適用する。

(会員に対する処分の種類)

第3条 会員に対する処分は、次のとおりとする。

- (1) 注意：書面により注意を行う。
- (2) 戒告：書面により警告を行う。
- (3) 会員資格停止：一定期間、会員資格を停止する。
- (4) 除名：定款第10条に基づき、総会の決議により会員資格を失わせる。

(処分の理由)

第4条 会員処分の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の定款または規則に違反した場合
- (2) 本協会の名誉や信用を著しく損なう行為を行った場合
- (3) その他、本協会の運営に重大な支障を及ぼす行為を行った場合

(処分の手続き)

第5条 会員に対する処分は、理事会が行う。

- 2 倫理・コンプライアンス委員会は、処分について審査を開始することが相当と認める場合に、事実確認などの審査を開始するものとする。
- 3 審査を開始する場合には、審査対象者に対し、その旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 処分決定後、書面で当該会員に通知する。

(処分の基準)

第6条 本協会は、対象者の年齢・立場、処分事由に該当する行為の目的・態様・結果その他の情状、行為後の情状、社会的影響、吹奏楽及び本協会に対する社会の信頼の確保その他の一切の事情を考慮し、処分を行うか否か及び処分の内容を決するものとする。

(決定の公表)

第7条 本協会は、必要に応じ、処分の決定の内容について公表することができる。

(処分の異議申し立て)

第8条 処分を受けた会員は、処分の通知を受けた日から30日以内に、理事会に異議申し立てを行うことができる。

- 2 異議申し立てについては、書面を監事に提出することができる。
- 3 異議申し立てがあった場合、監事は再審査を行うことができ、かつ必要に応じて処分の変更を理事会に求めることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、令和8年5月20日より施行する。